

議案第6号

鶴川地区協議会規約の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年6月13日
鶴川地区協議会
代表 仲村 清彦

(提案理由説明)

鶴川地区協議会の事業を円滑に推進するため、鶴川地区協議会規約の一部を改正するものです。

以下のとおり、鶴川地区協議会規約を一部改正いたしたい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

鶴川地区協議会の事業を円滑に推進するため、事業の中心を担う者の役割を位置付けるものです。

2 改正内容

事業推進会議内に鶴川地区ボランティアセンター長、鶴川地域活動室長、鶴川地区デジタル推進委員及び鶴川地区SGDs推進委員を新たに設けます。
(第9条)

3 施行期日

令和4年7月5日から施行します。

鶴川地区協議会規約の一部改正

鶴川地区協議会規約の一部を次のように改正する。
表に掲げる規約の下線を付した部分を新たに追加する。

改正後	改正前
(事業推進会議) 第9条 略 2 略 3 <u>事業を円滑に推進するため、必要に応じて鶴川地区ボランティアセンター長(以下「センター長」という。)、鶴川地域活動室長(以下「室長」という。)、鶴川地区デジタル推進委員(以下「デジタル推進委員」という。)</u> 及び鶴川地区SGDs推進委員(以下「SDGs推進委員」という。)を置くことができる。 4 <u>前項に掲げるセンター長、室長、デジタル推進委員及びSGDs推進委員は、事業推進会議が選任し、役員会の承認を得る。</u>	(事業推進会議) 第9条 略 2 略

附 則

この規約は、令和4年7月5日から施行します。